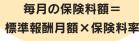
Point

毎月納める保険料の額は次のように 決められます

毎月の保険料額=





Point

賞与(ボーナス)からも 保険料を納めます

賞与から納める保険料額= 標準賞与額×保険料率

年3回まで支払われる賞与についても、 同様に保険料を納めます。「標準賞与額」と は、賞与額から 1,000 円未満を切り捨てた 額です。保険料率は毎月の給与の場合と同 じです。1年間(年度)に支給される賞与 の累計額は540万円を上限とします。



月額

のみなさまは千分の3・2を乗じた額で、

ということになります。

ただし、

この全額が、

残りの千分の4・8については事業主

(会社)

が負担しています

被保険者

毎月給与から控除されているわけではありません。

健康保険料の額は一人ひとりの給与の額によって決まります。 という4の等級区分にあてはめ、 年間の皆さまの健康を支えることになります その額 に保険料率 (千分の8) 給与はまず、 を乗じて求めた額が1 計算しやすいように カ月の保険料 「標準報

+4~5頁も

ご覧ください。

Point

毎年、給与額をもとに見直しが行われます

定時決定:毎年4.5.6月に支給される給与

の平均額をもとに標準報酬月額を 見直し、9月分保険料(10月給与 から控除)が決定されます。見直 された標準報酬月額は、その年の 9月から翌年8月までの間使われ

ることになります。

随時改定:「固定的賃金」とよばれる報酬(3 カ

月間の平均額)が、昇給等により 等級区分で2等級以上変動があつ た場合に、定時決定を待たずに標

準報酬月額が改定されます。

産前産後休業、育児休業の場合

休業期間中の保険料については、 事業主(会社)からの申し出により、 被保険者本人分だけでなく、会社負 担分についても免除となります。な お、それぞれ休業終了後に勤務に復 帰し、短時間勤務等により報酬が下 がった場合には、改めて標準報酬月 額が決め直されます(標準報酬改定 の特例)。

●大切な保険料は主に加入者と高齢者の医療費などに充てられます

みなさまと事業主から納め ていただいた保険料は、その 大部分が加入者のみなさまの 医療費の支払い (保険給付) と、高齢者の医療費に充てる ための納付金として国に拠出 されます。そのほか、健診を はじめとする疾病予防事業な ど、みなさまの健康管理を バックアップするための保健 事業などに使われます。

